

平成30年度第3回宮城県環境審議会

日 時：平成31年3月27日（水曜日）

午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開 会

○司会（鈴木副参事） 本日は、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから宮城県環境審議会を開会いたします。本会は25名の委員により構成されておりますが、本日は16名の皆様に御出席をいただいております。環境審議会条例第6条第2項の規定により成立条件である半数以上の御出席をいただきましたことから、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に移ります前に、本日の配付資料について御説明いたします。事前にお送りしております資料は、審議事項関係の資料として、資料の右肩についております番号で申し上げますと、審1-1、審1-2、審2の3種類でございます。報告事項関係の資料としまして、報1でございます。それから、机前にお配りしております資料といたしまして、会議の次第、座席表でございます。また、本日付けで知事から諮問いたしました、新たな宮城県環境基本計画の策定についての諮問書の写しも配付してございます。資料に不足はございませんでしょうか。

2 あいさつ

○司会（鈴木副参事） それでは、開会に当たりまして、後藤環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

○後藤環境生活部長 皆様、こんにちは。環境生活部長の後藤でございます。本日はお忙しい中、宮城県環境審議会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日ごろより県の環境行政に貴重な御助言、御指摘をいただいておりますこと、心より御礼を申し上げます。

さて、今年3月11日で、東日本大震災の発生から8年が経過をいたしました。宮城県が策定しております宮城県震災復興計画では、10年間の計画期間のうち、最終の今年度からの3年間は「発展期」と位置付けておりまして、県では震災からの創造的な復興の総仕上げといたしまして、復興の進展により顕在化した課題や今後生じると予想される新たな課題への対応を踏まえて、復旧・復興の完遂に向けて取り組みを進めているという状況でございます。

こうした中、環境分野におきましては、平成31年度は、国連で採択されておりますSDGsを踏まえまして喫緊の課題である地球温暖化対策をはじめとする各種の環境政策を積極的に推進し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。各委員におかれましては、引き続き御意見、御助言をいただきますようお願いを申し上げます。

本日の審議会での審議事項でございますが、審議事項2件、報告事項1件について御審議をお願いしております。審議事項の1件目でございますが、平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。こちらは前回の審議会において諮問をさせていただいているところですが、過日、水質専門委員会議で計画案について御審議をいただきましたので、本日はその内容について御報告をさせていただくとともに、答申に向けて御審議をいただきたいと考えております。審議事項の2件目でございますが、新たな宮城県環境基本計画の策定についてでございます。こちらは現在の環境基本計画、我々にとりまして環境分野の施策の本当の大本となる計画でございますが、その計画が2020年度末に計画期間を満了いたしますことから、次期の計画の策定について、本日付けで諮問をさせていただいたところでございます。その内容について御説明を申し上げたいと思います。また、報告事項といたしまして、2015年度の県内温室効果ガス排出量について御説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、さまざまな観点から御意見を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく御願いを申し上げます。

○司会（鈴木副参事） それでは、ここからの議事につきましては、須藤会長に議事をお願いいたします。須藤会長、どうぞよろしく御願いいたします。

3 議 事

（1）審議事項

①平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について

○須藤会長 かしこまりました。それでは、皆さん、本日は大変悪天候といえますか風の強い中を、

お集まりいただきましてどうもありがとうございます。一言御挨拶だけ申し上げて、先ほどの後藤部長のおっしゃった審議事項、報告事項の審議に移りたいと思います。

今も後藤部長がおっしゃいましたように、地球温暖化の問題というのがさまざまな形で顕在化し、そして非常に緊急を要す課題になってきていることは御承知のとおりでございます。それについても、今日の審議の中である程度のところは触れられるのではなかろうかと思えます。また、身近な問題としては、プラスチックごみの拡散の問題があり、これが陸から川を通し、そして海へ流れ、魚の量とプラスチックの量が同じくらいになってしまうというような極端な議論もあるわけですが、そういう地域の問題もございます。

そういう中で、本日は海洋プラ問題に直接触れるわけではございませんが、さまざまな形で委員の先生方から御意見を伺いたいと思います。

それでは早速、まずは審議事項①平成31年度公共用水域水質及び地下水質測定計画についてでございます。こちらは前回1月の審議会で知事の諮問をいただきまして、水質専門委員会議で内容を審議させていただいております。本日、取りまとめた計画について御審議をいただきまして、できればこれについては答申に移りたいと思います。それでは、事務局のほうから御説明をお願いします。

○千田技術補佐 環境対策課技術補佐（総括担当）の千田と申します。

○須藤会長 おかけになってどうぞ。

○千田技術補佐 はい。私のほうから説明をさせていただきます。まず、審議事項の説明に入る前に、前回の環境審議会資料の訂正箇所について御説明をさせていただきます。A4判1枚ものの両面カラーの資料ですが、「『公共用水域水質及び地下水質測定計画について』の資料の訂正」という資料を御覧いただければと思います。最初に、公共用水域水質及び地下水質測定計画の資料で、CODとBODの環境基準達成率の推移グラフを掲載しておりましたが、湖沼、海域における平成29年度、こちらの資料の黄色いマーキングがされているところの数字ですけれども、こちらに誤りがありましたので、正しい数値に訂正をさせていただいております。続きまして、裏面を御覧ください。これも前回の審議会で、大月委員から、放射性物質調査地点図の図面にプロットされている湖沼と海域の地点数が、下の表に記載された地点よりも少ないという御指摘をいただきました。こちらが正しい地点図となります。御指摘ありがとうございました。

それでは、審議事項について説明をさせていただきます。測定計画案につきましては、前回の環境審議会で諮問させていただきまして、水質専門委員会議に付託されたものでございます。水質専門委員は、須藤会長を座長としまして、学識経験者や関係行政機関の委員8名で構成されておりまして、先月2月15日に御審議をいただきました。資料につきましては、審1-1と1-2になりますが、前回の環境審議会で御説明した内容と同じものとなります。

初めに、測定計画案の概要について簡単に御説明をいたします。公共用水域及び地下水の水質測定計画につきましては、水質汚濁防止法の規定に基づき、国や仙台市等の関係機関と協議の上、県知事が作成することとされております。公共用水域の測定水域数及び測定地点数につきましては、昨年度と同様、133水域、285地点としております。前年度との変更点につきましては、県環境対策課が測定しております河川、湖沼のノニルフェノールについて、過去5年間未検出であった地点の一部において年間の測定回数を半分にするものです。また、仙台市で測定しております仙台湾の地点の一部におきまして、火力発電所の稼働による水質影響を把握するため、新たに健康項目等の一部を年2回又は4回実施するというものでございます。

続きまして、地下水の測定地点数につきましては、地域の全般的な地下水質の把握を目的とした概況調査が34地点、過去に環境基準超過が確認されました井戸の経年変化の監視を目的とした継続監視調査が36地点の、計70地点としております。前年度との変更点につきましては、概況調査が5地点の減、継続監視調査が10地点の減となっております。

続きまして、測定計画案の審議結果でございますが、専門委員の皆様から「妥当である」という御判断をいただいております。計画作成に関連した御意見は1件ございました。ノニルフェノールの測定回数の削減に関しまして、検出されていない根拠があれば、ノニルフェノールに限らず測定回数を減らすなどの見直しをすることも必要であるとの御意見をいただいております。

次に、計画案以外の水質に関する御指摘や御要望が3つほどございました。1つ目は、仙台市泉区にあります七北田ダムですが、平成28年、29年の夏季のCOD値が高いということでございまして、仙台市に対しまして今後の対策について課題とするようお願いしてほしいとの御要望をいただきました。2つ目は、伊豆沼のCODについてでございますが、環境省が毎年度発表

する湖沼の水質全国ランキングでワーストの上位が続いておりまして、ワースト脱却に向けた施策の展開が課題であるとの御指摘をいただいております。3つ目は、仙台市太白区の井戸からPCBが検出されていることについて、仙台市に対し原因を究明するようお願いしてほしいとの御要望をいただきました。

まず、1つ目の七北田ダムの夏季のCOD上昇の原因につきましては、仙台市の見解では、ダム流域には人為的な排出源はほとんどないということですので、地質や降雨等による自然汚濁、またダム湖内でアオコが発生していたことから、植物プランクトンの増殖による有機物質の生産、いわゆる内部生産であるというふうに向っております。なお、水質専門委員からいただいた御意見は、仙台市に伝えてございます。

次に、2つ目の伊豆沼につきましては、県自然保護課におきまして生物多様性の回復と水環境の改善を目的としました伊豆沼・内沼自然再生協議会を平成20年に設立し、外来魚の駆除や水生植物の適正管理などの事業を実施してございます。当課では、当協議会の構成メンバーとして、これまで導水による水質改善効果の調査などを行ってきておりますほか、現在はハスなどの植生状況が沼の水流や水生生物の生存に不可欠な溶存酸素に及ぼす影響を調査しており、沼の水質改善を図るハスの管理方法について調査を行ってございます。伊豆沼の水質改善につきましては、今後とも協議会による取組を推進するなど、関係機関と連携した取組を進めてまいりたいと考えております。

最後の3つ目の、仙台市内のPCBの検出井戸につきましては、仙台市から、周辺に他の井戸はなく、人が地下水を摂取する可能性はないとの報告を受けておりますが、水質専門委員からいただいた御意見を仙台市に伝えてございます。

以上が、専門委員会議での審議結果の概要でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○須藤会長 御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。私が専門委員会の座長を預かっておりますが、御説明されたとおりでと認識しておりますので、委員の先生方からさらに御質問があれば伺いたいと思います。それでは、どうぞお願いいたします。

この議題というのは、毎年そうなんですが、何をどこでどれだけ測るかということと、その結果がどうであったかということ論じることとございまして、かなり専門的な要素があるんですけども、内容的には粛々とやらなくちゃいけない議題なんです。御質問があれば、遠慮なくどうぞお願いいたします。

よろしいですかね。押しつけるのはよろしくないのですが、専門委員会議の座長をやっている、今の説明のとおりだと思えます。それからもう一つは、いろいろ問題のある箇所に「仙台市の」というのが幾つかありましたでしょう。あれは、県からお願いはできるけれども、県が調査に出向くとか、さらに深い調査をやるということは、やはり行政区域が違うためにできないんですね。そういう意味で不可能な部分もあるけれども、お願いをしたということは事実でございますので、それをもってさらに次回あるいは次回を見ていただいて、さらに御意見をいただければと思います。

今の内容については説明されたとおりでと思えますので、それで御了解いただいたということにしていただいてよろしいでしょうか。新たな測定計画については原案どおりにお認めをしてよろしいでしょうか。

特に御意見がないので、原案のとおり答申とさせていただきます。どうもありがとうございます。①の議題はこれで終了とさせていただきます。

②新たな宮城県環境基本計画の策定について（諮問）（環境政策課）

（2）報告事項

①2015年度の県内温室効果ガス排出量について（環境政策課）

○須藤会長 続きまして、審議事項の②でございまして、新たな宮城県環境基本計画の策定についてということでございまして、これも前回、計画の進捗状況についていろいろ議論をいただいて、本日付けで当審議会に諮問をいただいております。担当課から御説明ください。おかけになってどうぞ。

○稲村環境政策課長 環境政策課長の稲村でございます。私から、新たな宮城県環境基本計画の策定について御説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

初めに、本審議会への諮問理由について御説明をさせていただきます。本日、机上にお配りしております諮問書の写しを御覧いただければと思います。本県では、環境基本条例に基づき、県の環境施策の目標及び大綱を定めた宮城県環境基本計画を策定しておりますが、平成28年3月に策定しました現在の計画が、2020年度に計画期間が満了となることから、新たな環境基本計画の策定を行うことといたしました。新計画の策定に当たりましては、国連におけるSDGs採択やパリ協定の締結を契機として、国内外で持続可能な社会の構築に向けた動きが加速化しており、本県としてもこうした状況を十分に踏まえて計画を策定することが重要だと考えてございます。また、県の総合計画である宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画が、2020年度に計画期間満了を迎えることから、以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据えることが必要となつてございます。こうした中、今後の環境課題の解決と良好な環境の保全及び創造を実現していく環境政策の方向性について調査、審議をお願いいたしたく、本審議会に諮問するものでございます。

続きまして、資料ですが、右肩に審2と記載しております資料を御覧いただければと思います。審2の1ページを御覧ください。「1 本県の環境基本計画の位置づけ」の(1)のところになりますが、本県の環境基本計画は、これまで平成9年に第一期、平成18年に第二期の計画が策定され、現在は平成28年に策定された第三期計画に基づき各種施策が推進されております。なお、第三期の計画期間を5年間としているのは、宮城県震災復興計画の終期に合わせたためでございます。また、本県の基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱、並びに施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとしており、いわゆる理念型の計画の性格を有しております。(3)から(5)までにつきましては、環境基本計画の位置付けについて記載しておりますが、本県においては、図にもありまして、「宮城県総合計画(宮城の将来ビジョン)」及び「宮城県震災復興計画」における環境分野の個別計画として位置付けているほか、環境基本法における国の環境基本計画の地域計画版としての位置付けもでございます。

資料の2ページをお開きください。「2 現行環境基本計画の概要について」でございます。まず、表の右上のところになりますが、現行計画の策定に当たって、本県の課題として、御覧いただいているとおり課題を整理してございます。これらの課題を踏まえ、左端の「3 宮城県が目指す環境のみらい」にあります将来像として、「豊かで美しい自然とともに健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と、「持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会」の2つを掲げております。また、この将来像を実現するための取組として、「4 復興のための重点的な取組」、「5 将来像を実現するための政策」、「6 すべての基盤となる施策」に取り組むこととしております。

次に、3ページを御覧ください。「3 本県の環境の現状と課題」についてですが、現行計画の進行管理に当たっては、18の目標管理指標を設定し、毎年度点検評価を行っております。これまでの指標の推移を見ますと、自然環境並びに大気及び水環境など生活環境の分野では概ね良好に維持・保全されつつあるものの、温室効果ガス排出量や廃棄物排出量などにおきましては、東日本大震災の影響がいまだ色濃く残っている状況が伺えます。

3ページから8ページまでは、政策分野ごとの指標の推移を記載しております。まず、「政策1 低炭素社会の形成」については、関連する個別計画として「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」がございまして、この分野では、「管理指標3 再生可能エネルギー等導入量」のみが目標を達成し、他は未達成となっております。特に「指標1 温室効果ガス年間排出量」は、震災以降これまで増加傾向で推移しており、最新の2015年度集計では減少に転じましたが、引き続き排出削減対策が必要な状況でございます。なお、2015年度の温室効果ガス排出量につきましては、この後報告事項として詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、4ページをお開きください。「政策2 循環型社会の形成」の関連する個別計画は、「宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)」でございます。政策2には6つの管理指標がありますが、4ページの一般廃棄物については、震災直後に排出量が大幅に増えまして、その後毎年度少しずつ改善してきてはいるものの、震災前の排出量に比べると多い状況にあり、「管理指標6 最終処分率」以外は目標達成していない状況でございます。

5ページの産業廃棄物につきましても、震災復興を進める中で、依然として建設工事等に伴い発生する廃棄物の排出量が多い状況に加え、産業活動の回復に伴う廃棄物の排出量の増加ととも

に、排出される廃棄物の構成比が変化してきているなどの状況もあり、今後は引き続き排出事業者等に対する一層の排出量削減対策と適正処理指導が必要となっております。

続きまして、6ページをお開きください。「政策3 自然共生社会の形成」で関連する個別計画は、「宮城県自然環境保全基本方針」と、「宮城県生物多様性地域戦略」となっております。政策3の3つの管理指標については、全ての指標で目標を達成しております。一方で、自然環境の保護・保全については、外来種の進入による在来希少種の保全や、野生鳥獣による農業被害をはじめとした課題も大きいことから、引き続き「自然環境保全基本方針」、「鳥獣保護管理計画」、「生物多様性地域戦略」等に基づきまして的確に対応していく必要があります。

続きまして、資料の7ページを御覧ください。「政策4 安全で良好な生活環境の確保」に関連する個別計画は、「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」と、「宮城県水循環保全基本計画」です。政策4には、大気環境関係で3つ、水環境関係で3つ、合計6つの管理指標を設定しております。7ページの大気環境関係の3指標では、いずれも改善傾向又は良好な状況を維持していますが、指標15の自動車交通騒音については、震災復興事業等の車両の増加などもありまして、目標達成までには継続的な取組が必要な状況となっております。

続きまして、8ページをお開きください。水環境に関する指標では、水質環境基準の達成状況に関する「指標16 清らかな流れ」が、目標未達成となっております。河川に比べて水の交換性が悪い湖沼や海域での対策などにより、水質環境基準達成率の向上を図る必要があります。以上、現行計画期間における目標管理指標の推移について御説明をさせていただきました。

次に、「4 新たな環境基本計画の策定に当たって」としまして、見直しの背景や今後の検討の方向性について、現段階における事務局案として整理してご紹介します。こちらにつきましては、本日以降の御審議の中で御意見を頂戴し、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

まず、「(1) 見直しの背景」です。先ほど、「3 本県の環境の現状と課題」において申し上げましたように、本県の場合は、震災復興事業の影響もあり、温室効果ガス排出量や廃棄物排出量などにおきまして課題を残しております。一方、国においては、平成30年4月に閣議決定された第五次環境基本計画の中で、SDGsやパリ協定などの国際的潮流を受け、新たな文明社会へのパラダイムシフトとして、あらゆる分野におけるイノベーションの創出と、各地域がその特性を生かした強みを発揮する地域循環共生圏の創造を掲げております。温室効果ガスや一般廃棄物、産業廃棄物の排出量の増加など、本県の環境課題は県民のライフスタイルや事業活動に深く関係しているところも大きく、県民・事業者の環境保全意識の高揚や環境配慮行動の実践促進が求められるものです。そのためには、県としましては、本県が従来から目指してきた環境・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に関する取組を各主体が連携して一層推進するなど、引き続き環境の将来像の実現に向けて取り組むことが必要と認識しております。

資料9ページを御覧ください。「(2) ①見直しの考え方」として、現段階において5点整理しております。第1点目は、震災復興計画に基づく復興の取組による県民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、復興計画以降の環境政策のあり方を打ち出すとともに、計画的に推進する観点から検討する必要があること。2点目は、SDGsや地方創生の取組を通じて、環境・経済・社会の統合的向上の実現を推進するための検討が求められていること。3点目は、国の第五次環境基本計画に盛り込まれている「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、本県が目指す環境の将来像や施策展開のコンセプト及び目標設定等において整理する必要があること。4点目は、環境課題は複雑化・多様化しており、課題を解決していくためには政策分野横断的な視点や総合的に進めていく考え方が必要であること。そして、取組を確実に推進していくためには、県民・事業者の主体的な環境配慮行動の実践を促せるよう、メッセージやヒントを具体的かつわかりやすく伝えていくことが必要であること。また、主な検討事項としましては、環境の将来像、計画期間、目標指標、進行管理手法、目標達成のための基本的な方向性、将来像を実現するための政策・取組などを想定してございます。

そして、(3)のところですが、新計画案を御審議いただくに当たっては、本審議会に環境基本計画策定専門委員を置き、専門委員会において調査検討を行い、本審議会ではその検討結果を受けて審議するという方法で進めたいと考えてございます。専門委員の人選につきましては、地球温暖化、廃棄物、自然環境、大気環境、水環境、SDGs、NPOとの協働、環境教育などを御専門とする7名の先生方を事務局として提案させていただきます。

資料10ページを御覧ください。計画策定に係る全体のスケジュール案をお示ししました。2019年度は県民・事業者意識調査等の調査を実施しながら、専門委員会を3回程度開催した

いと考えております。専門委員会議において中間案を作成し、来年3月の環境審議会において御報告をさせていただきたいと思っておりますので、内容について御審議を賜ればと思っております。2020年度は中間案へのパブリックコメントや市町村への意見照会を実施しまして、頂戴した意見を踏まえ、専門委員会議で御審議いただいた上で計画案として取りまとめ、来年12月ごろまでに環境審議会において御審議の上、答申をいただければと考えてございます。答申いただきました後は、県議会に上程し、議決をいただいた後、計画として策定し、公表という流れを考えてございます。

以上、新たな環境基本計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

- 須藤会長 どうも御丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。温室効果ガスの排出量をどう把握しているかということについて、前回は議論になったんですが、今回分けて報告事項の中でやるんだけど、今の、環境基本計画の議題と非常に密接ですよ。全部合うわけではないんだけど、特にSDGsやら、今後の計画を立てていく上で、あわせて説明した方がよろしいですね。それで、一緒に審議しましょう。お願いします。
- 稲村環境政策課長 それでは、報告事項の「2015年度の宮城県の温室効果ガス排出量」について御説明させていただきます。資料は、右肩に報1と記載してある資料を御覧ください。本県では、昨年10月に地球温暖化対策の基本方針である「宮城県地球温暖化対策実行計画」を策定いたしました。この計画では、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で31%削減する目標を掲げており、その進行管理のため、地球温暖化対策推進法に基づき、毎年度、温室効果ガス排出量の算定を行うこととしております。温室効果ガス排出量の算定につきましては、約60種類の統計資料の公表値を用いておりますが、統計の発表時期の関係で現在算定できる最新の数値が2015年度、平成27年度となります。温室効果ガス排出量の状況につきましては、表1に記載のとおり、2015年度、平成27年度の総排出量は2,199万4,000トンであり、前年度比で2.4%の減少、基準年比で1.4%減少しております。温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量につきましては、2,023万8,000トンとなっており、前年度比で2.9%減少しており、基準年比では2.2%減少しております。二酸化炭素排出量につきましては、エネルギー起源と廃棄物の焼却などに伴う非エネルギー起源の2つに、さらにエネルギー起源は5つの部門に分けて算定をしております。

排出量の主な減少理由は、資料の2に記載しております。まず、エネルギー転換部門では、前年度比で10.4%減少しております。これは主に石油精製業における排出量が前年度比で10.2%減少したことが要因となっております。民生家庭部門でございしますが、こちらのほうは前年度比で7.9%減少しておりますが、これは県内の電力消費量が前年度比で2.2%減少したことと、電力量当たりの二酸化炭素排出原単位、いわゆる排出係数が、前年度の0.571から0.556に下がったことが要因となっております。運輸部門は、前年度比で2.3%減少しておりますが、これはガソリンのエネルギー消費量が前年度比で1.6%減少したことや、軽油のエネルギー消費量が前年度比で1.5%減少したこと、加えてハイブリット車や電気自動車などの次世代自動車の保有割合が、特殊自動車や軽自動車を除いた割合で、前年度の10.6%から12.6%に増加したことが主な要因と考えられるところでございます。また、その他ガスは、前年度比で3.7%増加しておりますが、これはその他ガスのうちエアコン等の冷凍・空調機器の冷媒として使用されているハイドロフルオロカーボンが前年度比で13.7%増加していることが主な要因となっております。ハイドロフルオロカーボンが増加した理由としましては、オゾン層を破壊する特定フロンからの転換が進んでいる影響で用量が増加していることが主な要因と考えられます。

資料裏面でございますけれども、裏面図1につきましては、温室効果ガス排出量の2000年度から2015年度までの推移を取りまとめたものでございます。2012年度以降は震災の復旧・復興事業の影響などによりまして排出量が増加していましたが、2015年度、平成27年度に減少に転じました。また、実行計画では、個別の生活シーンや取組主体に応じた目標や行動のイメージをしやすくするため、総量目標とは別に、新たな補助目標を設定しました。補助目標は、将来像の実現達成に向けたものであることから、将来像と同じ3つの区分に1つずつ設けることとし、かつ県民・事業者の取組の成果が見えやすい項目として、1世帯1日当たりのエネルギー消費量、業務延床面積1㎡当たりのエネルギー消費量、自動車1台当たりのガソリン消費量の3つを設定しております。1世帯1日当たりのエネルギー消費量は前年度比で6.9%減少、

業務延床面積1㎡当たりのエネルギー消費量は前年度で1.3%減少、自動車1台当たりのガソリン消費量は前年度比で2.3%減少となり、3ついずれにおいても算定最新年度では前年度比で減少となりました。なお、配付させていただいております資料では、自動車1台当たりのガソリン消費量、前年度比の数値が「5.2%」と記載になっておりますが、すみません、「2.3%」の誤りでございますので、申し訳ありませんが修正をお願いしたいと思います。自動車1台当たりのガソリン消費量のところですか。前年度比「5.2%」を「2.3%」と修正いただければと思います。

最後に、参考といたしまして、より直近の傾向を見るため、2016（平成28）年度の排出量について、国の排出量をもとに経済指標等で按分して試算した速報値を記載してございます。算出方法は、基本的に部門ごとに対象となる業種の県内総生産と国内総生産の割合、家庭部門については世帯数の全国比率で按分しまして、過去3年間の確報値との誤差平均で補正を行い算出したものでございます。2016年度の速報値では2,223万1,000トンとなり、2015年度と比較してほぼ横ばいで推移すると見込まれるところでございます。温室効果ガス排出量につきましては以上となりますが、県といたしましては、地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けまして、今後も温暖化対策を総合的かつ計画的に実施することにより、一層の低炭素化に取り組んでまいりたいと考えてございます。この件につきましての報告は以上となります。

○須藤会長 どうも御丁寧にしっかりと御説明いただきまして、ありがとうございました。ただいま新たな宮城県環境基本計画の策定の方向と、それから温室効果ガス、これは本来はこの議題ではないんですが、関連ある議題として先に温室効果ガスの排出量の推移についてあわせて説明いただきました。特に、私が前回の審議会でもお願いしていたように、2016年まで仮定を設けて、そんなに上がることはないよ、まあまあいけるよということを算定していただいたのは、大変よかったことだろうと思っております。そういうことで、全体、両方について、前半は新たな環境基本計画策定の進め方について、もう一つは温室効果ガスの排出量の推移について、あわせて委員の先生方から御意見を伺いたいと思います。どうぞお願いいたします。

○佐々木委員 以前、自動車の燃料に水素ガスを使うということで、宮城県は割と先進的に取り組んできているというお話を伺ったことがあるんですが、水素ガスの普及というか浸透具合はどんなふうになっているかお伺いしたいと思います。

○須藤会長 どなたがご答えになりますか。どうぞ。

○三沢技術副参事 宮城県環境政策課兼再生可能エネルギー室の三沢と申します。どうぞよろしくお伺いいたします。着座にて失礼いたします。今、佐々木委員から御質問をいただきましたけれども、宮城県では、水素エネルギーの推進、利用促進に取り組んでいるところでございます。現在、水素を活用するものとしましては、1つは自動車（FCV）、それからもう一つはエネファーム等に代表されます燃料電池システムがございまして、車のほうは車体価格の問題もございまして、まだ広く普及というところまではいっておりませんが、宮城県の公用車として導入したものを、各団体や市町村とか、使いたいあるいは見たいというところに貸出をしたり、実際に試乗してもらったり、あるいは事業者で行っていただいておりますけれども、タクシーに導入し運用されている事例や、あるいはカーレンタル事業として取り組んでいただいたり、皆さんが水素エネルギーに触れる機会を少しずつ増やして行って、理解の促進あるいは普及の拡大というところに取り組んでおります。

○須藤会長 公用車は、今どのぐらい普及していますか。

○三沢技術副参事 現在、宮城県の公用車では5台導入しております。

○須藤会長 まだ、量として問題になるような量じゃないですね。

○三沢技術副参事 県全体でもまだ数十台というところでございますので、FCV導入への補助等も実施しておりますけれども、まだまだ全国的にも3,000台程度という導入実績でございますので、これからというところでございます。

○須藤会長 佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ありがとうございます。私はあまり知識がないんですけども、多分CO₂が入っていないという、排出ガスという面では随分いいのではないかなと思うんですね。けど、その割には皆様あまり知られていないというか、宮城県はそういうことを推進していますということとか、それが普及するとこれだけよくなる可能性がありますというような宣伝が少しあってもいいのかなと思っておりました。一般の人たちは、将来のためにいいことだと思うのであれば、少し高い対価を払っても、そちらの方向に行こうと考える人も多くなっている時代だと思っております。

ので、もうちょっと普及に向けていろんな形で広報していただいたら、進みがいいんじゃないのかなと思うんですけども。

○須藤会長 いかがですか。どうぞ、後藤部長。

○後藤環境生活部長 お答えいたします。今、県内で二十数台ぐらいの普及ですけども、1つの課題は、ガソリンスタンドに当たる水素エネルギーの充填施設が、今、幸町に1か所でございます。ニワトリ・卵のどっちが先かで、水素ガスの充填施設は民間でやっておりますので、採算性をとらなければならない。そうすると、むやみに何か所にもつくるということにはならない。車を使うほうとすれば、利便性から、充填施設が1か所ではなくて自宅の近くにあるということが必要になってくると思うんですが、その辺がなかなか、どちらが先行していくのかというのが課題としてあります。我々としては、車の台数を伸ばしながら、その台数に従って水素ガスの充填施設を民間さんにつくっていただくということで、相乗して普及していくように取り組んではいませんが、まだまだその点でちょっと進めにくいというのはございます。

佐々木委員からの、一般の方に対するお知らせが不足しているのではないかという御意見は、厳しい御指摘として受けとめまして、これからますます水素関係の利活用、それから水素自動車の利活用について広くお知らせするように取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○須藤会長 意識啓発の努力、今まではあまりしていなかったようだけれども、いかがですか。

○後藤環境生活部長 水素自動車の貸出やイベントに行き渡ってないのかなということがございます。また、自動車メーカーの商品でございますので、その商品の宣伝ももう少しやってもらいたいのですが、やはり普及にはいろいろな課題があるので、その辺がちょっとネックになっているかなと思います。ますます取り組んでまいりたいと思っております。

○須藤会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆さん、何か御質問はありますか。水素エネルギーに関することだけじゃなくてよろしいですよ。どうぞ、栗原委員。

○栗原委員 専門的な知識を持っていらっしゃる皆さんの前で、初歩的な質問・疑問で大変恐縮ですが、報告1で、二酸化炭素の排出の要因を挙げていただいている中で、民生の家庭部門と民生の業務部門というのがあるんですが、産業部門と民生の業務部門というものの違いを教えてくださいなと思います。

○須藤会長 これはすぐわかるよね。どうぞ。しっかり分かれているはずだから、それを説明してください。

○環境政策課 千葉技師 環境政策課の千葉と申します。私のほうから回答させていただきます。産業部門につきましては、製造業とかそういった工場から排出される二酸化炭素のことを示しております。一方で、民生業務部門というものは、例えば商業ビルですとかスーパーですとかそういったビルから排出される二酸化炭素のことをあらわしております。

○栗原委員 はい、わかりました。もう一つだけよろしいですか。

○須藤会長 どうぞ。

○栗原委員 今後の参考のために教えていただきたいのですが、審2の5ページの管理指標の7、産業廃棄物排出量の推移について、ほかの図では震災を契機に上がったとか下がったりしているところが見えますが、指標7だけ震災を契機に上がったものが平成27年でストンと落ちて、そこでまた平成28年で急に上がっているように見えまして、この要因というのを教えていただけますか。

○循環型社会推進課 建入技術補佐 循環型社会推進課の建入と申します。よろしくお願いたします。産業廃棄物の排出量が平成27年度に下がって、平成28年度にポンと上がっているという状況について、なかなか難しいのですが、震災の復興工事などが進んでまいりまして、建物の建設などとなりますと、そこの中での産業廃棄物がふえるということもあるということで、私どものほうとしては理解しているところでございます。よろしいでしょうか。

○須藤会長 おそらく対策が遅れているから、出てくる廃棄物を把握するのに遅れがあるからでしょうね。なので、今出てきたということではないと思っております。いいですか。

○栗原委員 はい、わかりました。

○須藤会長 ほかの委員の先生、いかがですか。どうぞ。

○石澤委員 低炭素社会の形成の政策という中に書かれていることですが、エコタウン形成の促進ということが挙げられております。私自身、十数年前、バイオマス生産の研究に携わったことが

あります。当時、エコタウン構想を県で進めていて、各市町村から計画を募るといった政策があったかと思いますが、これについて、まず現状がどうなっているのかお聞かせいただけますか。それから、今後のこういう計画の中で、県としてそういう政策を継続する方向性があるのかなのかということについてお聞かせいただけますか。当時、たしか幾つかの市町村で計画を出していたところがあったかと思いますが、それほどうまくいっていなかったと当時のことを記憶しておりますが、現状と今後のことについてお聞かせいただければと思います。

- 三沢技術副参事 以前のエコタウン構想につきましては、委員御指摘のとおり、市町村によって団地化、産業の誘致のような形で進めた市町村もございます。当時つくっていたところについては新しく、あるいはその土地を活用するという事業は進んでおりますが、また新たにというのは、震災前はそれほどなかったと記憶してございます。今回の、震災後に出てきておりますエコタウン形成につきましては、震災の被災地として、そこから新たなまちづくりを進めていく中で、地域づくりの中に環境の側面も十分に生かしたまちづくりを進めていくような活動を支援しております。例えば、民間団体が市町村等と一緒に進めていくような取組など、エコタウン形成の支援を行っております。
- 須藤会長 ということですが、石澤先生、今の御質問については、納得されますか。
- 石澤委員 いえ。当時、エネルギー生産ということで盛んに言われたのはバイオマスの利用だったんです。私の専門ではありませんが、近頃は太陽光発電が各地域でかなり普及しているように思います。当時のエコタウン構想では、バイオマスの利用について、国としてもかなり挙げていたはずですが、いつの間にか近頃ほとんど聞かなくなっています。県でも、環境の将来像の実現に向けて全ての主体が取り組むということであれば、このエコタウンや各市町村との連携というのが極めて重要になるだろうと思います。だから、その辺のことをこの将来計画の中で県としてどのように表されていくのか、私としては関心を持っております。
- 須藤会長 私もそのとおりだと思います。今、バイオマス等が抜けているのかどうか分からないけれども、メガソーラーだとか風力だとかそういうのが、特に東北地方ではなんか乱立をしていますよね。それがまた環境に影響を及ぼしているようなこともある。自然再生エネルギーだったら何でもいいよということではいけないので、そういう評価もしていけないといけないんじゃないかと、私は思っていますので、石澤先生の御意見を入れていただいて、その辺りも専門委員会での議題にしてください。石澤先生、よろしいですか。
- 石澤委員 結構です。
- 須藤会長 ほかの先生、いかがでしょうか。専門委員は、資料に委員案が記載されています。吉岡副会長と青木委員は本日、急用があつて御欠席されていますが、資料に記載された7人の皆さん、私も存じ上げている有能な先生でございます。本日御出席の陶山委員、何か御意見ございますか。
- 陶山委員 今の御意見を取り入れて話し合いたいと思います。
- 須藤会長 専門委員は、今日この審議会をもって指名するわけですね。専門委員会会議はこれから開くわけですので、会議に対する御要望等も含めて、委員の皆さんからお伺いしたいと思います。特にございませんか。こういう問題ってなかなか委員が発言しにくいのはよく分かっているんですが、佐々木委員、いろいろ御質問がありました。よろしいですか。
- 佐々木委員 はい。
- 須藤会長 三沢技術副参事、はいどうぞ。
- 三沢技術副参事 先ほどのバイオマスタウン構想について補足させていただきます。県内でも、南三陸町ですとか、加美町ですとか、大衡村等で、バイオマスタウン構想ということで、地域の資源を生かしたまちづくりを進めているところがございますので、そちらのほうは継続しております。工業団地的なものについては、一旦収束しているという形です。
- 須藤会長 何を自然再生エネルギーとするか、地域によって違いますよね、その地域の特性に応じてね。このお仕事はそれぞれの市町村と連携して進めていけないといけないので、その辺の県の役割がすごく大きいんですよね。県庁だけの議論になって終わってしまうのはよろしくないで、十分考慮していただきたいと思います。ほかの先生、よろしいですか。あとは専門委員会会議に付託して、数回会議をやったらここで報告していただくと。それから、最終的には来年度まとめるということで、ぜひ委員の皆さんも、専門委員会会議の議論を後押しするように、日ごろからこの問題に、SDGsなどに少し関心を寄せていただければと思います。宮城県のこの基本計画はよくできていると思いますので、これに基づいて今後の宮城県の環境の方向性を肉づけしていただ

ければと思って期待しております。

ほかに特に意見はございませんか。報告事項は先ほどやりましたので、なければ、次にまいりたいと思います。

(3) その他

- 須藤会長 その他の議題として何かございますか。部長。
- 後藤環境生活部長 御審議大変ありがとうございました。今年度の環境審議会の開催は今回が最後でございます。いろいろ御指摘いただきましてありがとうございます。来年度も、本日諮問させていただきました新たな環境基本計画の策定をはじめとして、本県の環境に関するさまざまな議題について御審議、御助言をいただきたいと存じますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。以上でございます。
- 須藤会長 ありがとうございます。何かほかにございますか。今日の議題と直接関係なくても結構でございます。これは環境審議会なので、ほかの環境の部分でも、日頃考えている環境問題のことでも結構でございます。はい、どうぞ。
- 菊地委員 資料 審1-1「水質測定計画の概要」の「2(2)地下水質測定計画総括表」で、「環境基準超過 2地点追加」となっていますが、その2地点というのはどこでしょうか。
- 須藤会長 それは、地点と超過項目について具体的に教えてください。千田技術補佐、どうぞ。
- 千田技術補佐 川崎町と蔵王町ですが、川崎町は砒素、蔵王町はふっ素、ほう素で超過している地点がございまして、追加しました。
- 須藤会長 砒素は毒なんだけれども、地質の影響を非常に受けますので、場所柄、多分人為汚染ではないだろうと、私どもは考えました。いかがでございましょう、何かあれば。
- 菊地委員 ありがとうございます。
- 須藤会長 そのほか、何か意見ございますか。なければ、それではもう後藤部長から御挨拶もあったので、これをもって審議会は終了させていただきます。あとは、事務局にマイクをお返しいたします。
- 司会(鈴木副参事) ありがとうございます。

6 閉会

- 司会(鈴木副参事) 以上をもちまして、本日の環境審議会を閉会いたします。なお、来年度第1回審議会の開催につきましては、今のところ8月を予定してございますが、日程が決まり次第、御出席のお願いをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。それでは、本日はどうもありがとうございました。
- 須藤会長 どうもありがとうございました。大変熱心な議論、感謝いたします。以上をもって全てを終了といたします。